

個人住民税の特別徴収

19-012号
通巻:204

平成30年度から、大阪府内全市町村において、原則として法定要件に該当する事業主すべてを特別徴収義務者に指定、個人住民税の給与から特別徴収（給与からの差引き）が徹底されています。また、京都府、兵庫県及び和歌山県においても同様です。

特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、毎月従業員に支払う給与から差引きし、従業員（納税義務者）に代わり、納入する制度です。事業主（給与支払者）は、法人・個人を問わず、特別徴収義務者として全ての従業員について個人住民税を特別徴収するという義務付けがされました。ただし、次の従業員の方は特別徴収の対象外とすることができます。

○ 特別徴収の対象外とすることができる従業員（普通徴収）

1. 退職者または退職予定者（5月末日まで）
 2. 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
 3. 給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）
 4. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄使用者）
- （※ 1～4に該当しない方は、原則、普通徴収は認められません。→ 特別徴収）



